

困難な問題を抱える女性及び
DV被害者等への支援並びに
DV防止に関する基本計画

令和6年3月

宮 城 県

目 次

I 計画策定に当たって	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 策定のポイント	
4 計画期間	
5 計画の対象	
6 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	
II 困難な問題を抱える女性及びDVの現状	6
III 前計画(DV防止計画第6次)の取組と評価	20
IV 計画の基本理念と基本目標	23
V 計画の体系	25
VI 基本目標と施策の方向	28

基本目標1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実

施策1-1 DVの早期発見・通報体制の整備【重点】

施策1-2 相談体制の充実強化【重点】

施策1-3 保護体制の充実強化【重点】

施策1-4 外国人・高齢者・障害者等への配慮

基本目標2 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援

施策2-1 自立のための心のケア・生活に関する支援【重点】

施策2-2 生活基盤(住宅・就業等)を整えるための支援【重点】

基本目標3 困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及びDVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保

施策3-1 問題の早期発見と安全確保【重点】

施策3-2 DV対応と児童虐待対応の相互理解の促進

施策3-3 同伴する子どもに対する支援体制の充実

基本目標4 民間支援団体との連携・協働

施策4-1 民間支援団体への支援

施策4-2 民間支援団体との連携強化【重点】

基本目標5 暴力を許さない社会の形成

施策5-1 社会意識の醸成

施策5-2 若年層に対する人権教育・啓発の推進

施策5-3 加害者更生に向けた取組

Ⅶ 推進・体制 65

- 1 計画の推進
- 2 市町村及び関係機関との連携
- 3 苦情の適切かつ迅速な処理
- 4 指標
- 5 国・県・市町村の役割分担について

Ⅷ 参考資料 69

- ①宮城県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)懇話会開催要綱
- ②宮城県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)懇話会構成員名簿
- ③策定の経過
- ④困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ⑤配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画(第6次計画)令和3年度から令和5年度 実績及び評価(事業別)
- ⑦関係機関一覧
- ⑧各種支援制度

「ドメスティック・バイオレンス」とは

○ DVとは

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。また、交際相手との間に起こる暴力のことを「デートDV」と呼んでいます。

このことから、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。

○ 問題の重要性

配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していません。しかし、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。

また、暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことなのです。

(内閣府「配偶者からの暴力被害者支援情報」より一部引用)